

日本スラックライン連盟 個人会員規定

第1条（目的）

この規定は日本スラックライン連盟（以下協会という。）が定める正会員について、必要な事項を定める。

第2条（定義）

個人会員は、協会の趣旨に賛同した個人会員として入会を申し込んだものとする。

第3条（名誉会員）

名誉会員とは、本会の事業推進に特に功労のあった者で、理事会の議決をもって推薦された人。

第4条（会費）

日本スラックライン連盟（以下「連盟」という。）の会員の入会金および毎年の会費は次のとおりとする。

会費 入会金 1000 円 年会費 3000 円 競技者登録費 2000 円

中学生以下 入会金 1000 円 年会費 2000

入会時に納入すべき入会金と会費は、入会申し込み時に納入しなければならない。

2年目以降の会費の納入は、各年度の3月までに納入するものとする。

第5条（遵守義務）

会員は、本協会の趣旨に沿い、行動、努力しなければならない。

第6条（資格の喪失）

会員は次の各号の1つに該当するときは、その資格を失う。

1. 年会費が支払われなかったとき
2. 退会したとき
3. 除名されたとき
4. 本会が解散したとき

第7条（退会）

会員が退会しようとするときは、退会届を理事会に提出しなくてはならない。

第8条（除名）

会員が次の各号の1つに該当するときは、理事会の議決によって除名することができる。

1. 本協会の名誉を汚し、又は信用を失う行為があったとき
2. 本協会の規約又は総会の議決を無視する行為があったとき

第9条（権利の喪失）

退会した者又は除名された者は会員としての一切の権利を失い、すでに納入した会費、その他本協会の資産に対し何等の請求をすることができない。

第10条（個人上お取り扱い）

当会は活動を遂行するにあたり、利用者の皆さまの個人情報を含めた、すべての個人情報を保護することの重要性を深く認識し、以下の方針を定め、実行します。

1. 個人情報の取扱いに関する法律、条例、国が定める指針その他の規範を遵守し、法令等に基づく場合を除き、当会の事業活動に必要な範囲内で特定された利用目的の範囲内でのみ、個人情報を取得、利用、提供するとともに、目的外利用を防止する措置を講じます。
2. 個人情報への不正なアクセス、または個人情報の漏えい、滅失、き損等の危険に対し、技術面、組織面等において合理的な安全対策、是正処置及び予防措置を講じます。
3. 個人情報を適正に利用し、またその保護を徹底するために、個人情報保護マネジメントシステムを明確に制定し、役員および関係者に周知徹底し、これを遵守させるとともに、継続的に見直し、改善します。
4. 当会の保有する個人情報について、ご本人様から、保護者様からの開示、訂正、削除、利用停止等の依頼、並びに苦情及び相談については、誠意を持って対応します。

附 則

この規定は、平成 25 年 1 月 1 日から実施する。